

高知県における促進区域設定に関する環境配慮基準の策定に係る地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の一部改定について

1 改定の趣旨

- 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第6項に基づき、策定する「高知県促進区域の設定に関する環境配慮基準」を「高知県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の別冊資料として定めることとした。
- これに伴い、現行の「高知県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」へ、別冊資料として、「高知県促進区域の設定に関する環境配慮基準」を定めることを追記する改正を行うもの。

2 改定内容

(1) 「高知県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」への追記。

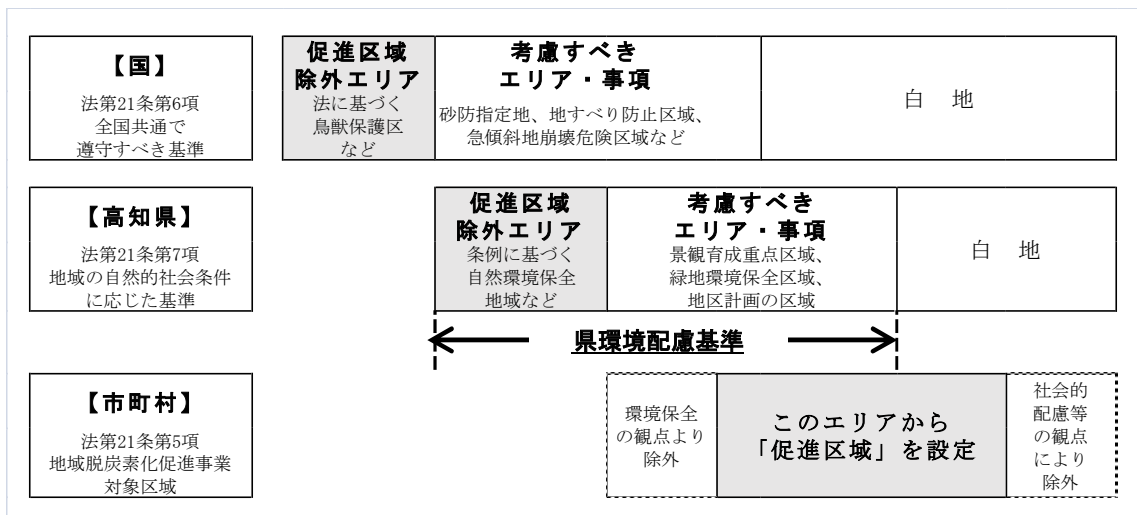
(P.2) 関係法令における位置づけ **(別紙下線内容を追記)**

(2) 「高知県促進区域の設定に関する環境配慮基準」を「高知県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の別冊資料として定める。

3 策定スケジュール

令和4年7月29日	高知県環境審議会に環境配慮基準（案）の考え方及び高知県脱炭素社会推進協議会（以下、「協議会」という。）にて審議を行う旨を説明
令和4年8月下旬	市町村へ同（案）を意見照会
令和4年9月12日	協議会にて同（案）について審議し了 →意見公募後の修正は、協議会会長に一任することとなった。
令和4年12月1日	意見公募開始（令和5年1月6日まで）
令和5年2月7日	意見公募への対応について、協議会会長と協議を行い決定
令和5年2月15日	県HPにて、意見公募への対応（県基準の策定、区域施策編の改定）を公表。
令和5年2月17日	環境審議会にて県基準の策定について報告。

【参考】促進区域（県基準を含む）制度のイメージ



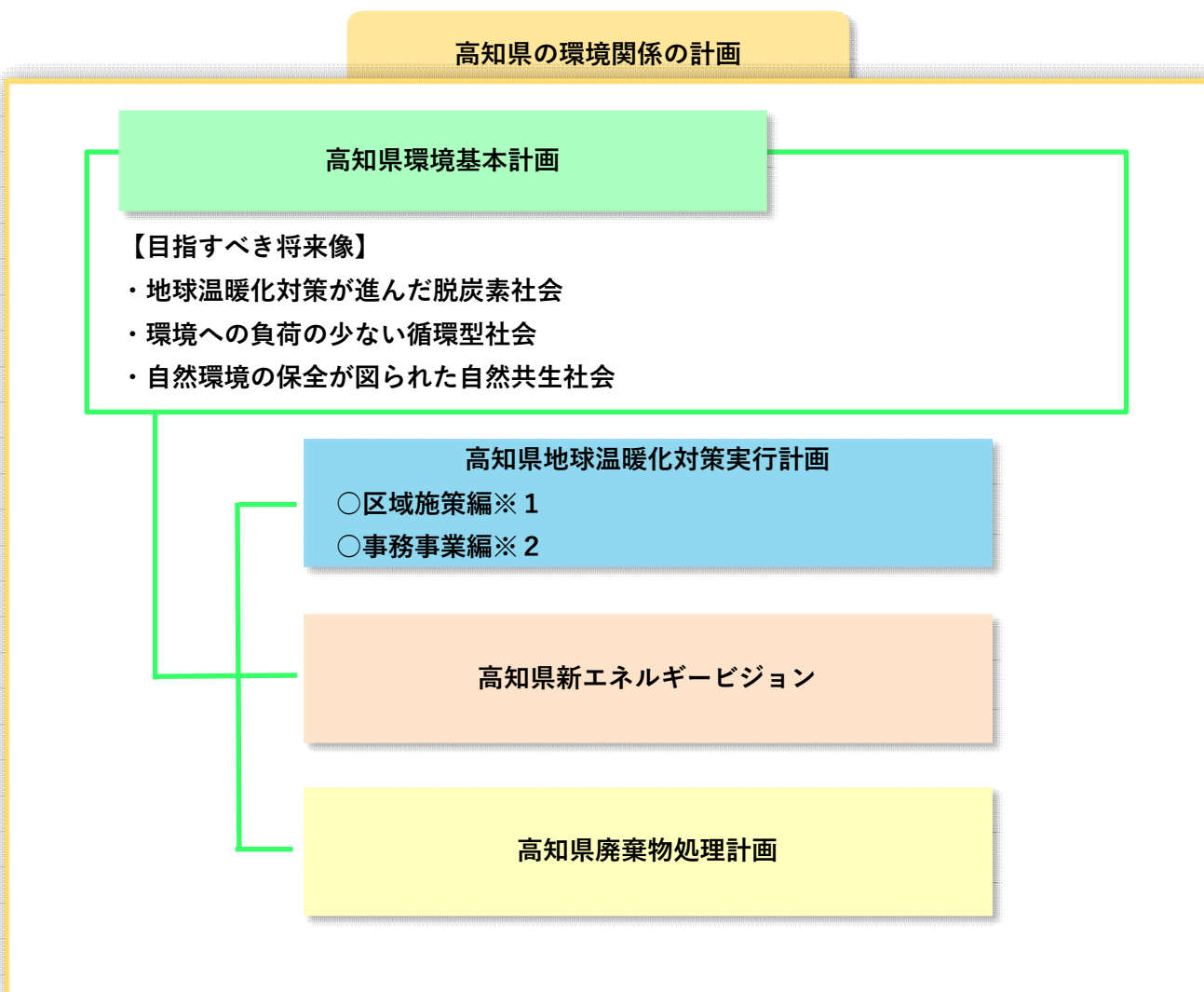
1 計画の位置づけ

(1) 関係法令における位置づけ

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「高知県環境基本条例」に基づき策定するものです。なお、地球温暖化対策推進法第 21 条第 6 項及び第 7 項に規定する都道府県が定める基準は、別冊「高知県促進区域の設定に関する環境配慮基準」に定めます。

(2) 高知県の他の環境計画との関係

この計画は、本県の環境の保全と創造に関する総合的な計画である「高知県環境基本計画」が目指す 3 つの社会のうち、“地球温暖化対策が進んだ脱炭素社会”を実現するための具体的な取組を総合的かつ計画的に実施するための計画です。



※1 「区域施策編～高知県全域における地球温暖化対策～」は、県全域から排出される温室効果ガスの削減に取り組む計画です。

※2 「事務事業編～高知県庁における地球温暖化対策～」は、高知県庁から排出される温室効果ガスの削減に取り組む計画です。